



福島医発第 2088 号 (地)  
令和元年 11 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 松 田 峻一良  
(公 印 省 略)

「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の  
一部改正について

今般、厚生労働省医政局長並びに同省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）より、日本医師会及び福岡県保健医療介護部医療指導課を通じて標記に関する情報提供及び周知方依頼がありました。

厚生労働省においては、医療機関等において医療情報システムの標準化や相互運用性を確保していくために、保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）を定めております。この標準規格は、これまで「HS001 医薬品 HOT コードマスター」をはじめとする 17 の規格が定められておりましたが、本件は、今般「保健医療情報標準化会議」の提言を受け、新たに下記の規格が認められ、別紙の通り改正されたことをお知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

なお、厚生労働省標準規格については現在のところ、医療機関等に対し、標準化推進の意義を十分考慮することが求められておりますが、その実装を強制するものではないことを申し添えます。

記

1. HS030 データ入力用書式取得・提出に関する仕様 (RFD)
2. HS032 HL7 CDA に基づく退院時サマリー規約
3. HS033 標準歯式コード仕様

※標準規格の詳細については、医療情報標準化推進協議会 HP をご参照ください。

<http://helics.umin.ac.jp/>

---

小郡三井医師会より

医療情報システム担当理事 田中泰之  
会長 島田昇二郎

令和元年 11 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会  
会 長 横 倉 義 武

「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の  
一部改正について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より会務運営に対しましてご高配を賜り深く感謝申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長ならびに同省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）より、標記に関する情報提供および周知方協力依頼がまいりました。

厚生労働省は、医療機関等において医療情報システムの標準化や相互運用性を確保していくために、保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）を定めております。この標準規格は、これまで「HS001 医薬品 HOT コードマスター」をはじめとする 17 の規格が定められておりましたが、今般「保健医療情報標準化会議」の提言を受け、新たに下記の規格が認められ、別紙の通り改正されました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区医師会ならびに会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、医療機関等に対しては、標準化推進の意義を十分考慮することが求められておりますが、その実装を強制されているわけではないことを申し添えます。

記

1. HS030 データ入力用書式取得・提出に関する仕様（RFD）
2. HS032 HL7 CDA に基づく退院時サマリー規約
3. HS033 標準歯式コード仕様

※標準規格の詳細については、医療情報標準化推進協議会 HP をご参照ください。

<http://helics.umin.ac.jp/>

以上

医政発 1016 第 2 号  
政統発 1016 第 2 号  
令和元年 10 月 16 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)  
( 公 印 省 略 )

「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の  
一部改正について

今般「保健医療情報標準化会議」において「新たに厚生労働省において保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について」（令和元年 9 月 30 日保健医療情報標準化会議）が提言されたことを受け、新たに、下記の規格についても、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格（平成 22 年 3 月 31 日医政発 0331 第 1 号。以下「厚生労働省標準規格」という。）として認めることとし、別紙のとおり改正することとしたため、貴職におかれても、御了知の上、関係者に周知方を願います。

#### 記

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| HS030 | データ入力用書式取得・提出に関する仕様（RFD） |
| HS032 | HL7 CDA に基づく退院時サマリー規約    |
| HS033 | 標準歯式コード仕様                |

1 医指第 1 5 9 1 号  
令和元年 1 1 月 5 日

公益社団法人福岡県医師会長  
一般社団法人福岡県歯科医師会長  
公益社団法人福岡県病院協会  
一般社団法人福岡県私設病院協会  
一般社団法人福岡県精神科病院協会  
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長  
(医療指導課)



「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の一部改正について

本県の保健医療行政につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。  
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導課医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277





医政発1016第1号  
政統発1016第1号  
令和元年10月16日

各  
〔 都道府県知事  
地方厚生（支）局長 〕 殿

厚生労働省医政局長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）  
（ 公 印 省 略 ）

「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の  
一部改正について

今般「保健医療情報標準化会議」において「新たに厚生労働省において保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について」（令和元年9月30日保健医療情報標準化会議）が提言されたことを受け、新たに、下記の規格についても、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格（平成22年3月31日医政発0331第1号。以下「厚生労働省標準規格」という。）として認めることとし、別紙のとおり改正することとしたため、貴職におかれても、御了知の上、関係者に周知方を願います。

記

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| HS030 | データ入力用書式取得・提出に関する仕様（RFD） |
| HS032 | HL7 CDA に基づく退院時サマリー規約    |
| HS033 | 標準歯式コード仕様                |



## 保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について

### 1 厚生労働省標準規格の一覧

厚生労働省標準規格は、以下の規格等とする。

- ・ HS001 医薬品 HOT コードマスター
- ・ HS005 ICD10 対応標準病名マスター
- ・ HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書（患者への情報提供）
- ・ HS008 診療情報提供書（電子紹介状）
- ・ HS009 IHE 統合プロファイル「可搬型医用画像」およびその運用指針
- ・ HS011 医療におけるデジタル画像と通信（DICOM）
- ・ HS012 JAHIS 臨床検査データ交換規約
- ・ HS013 標準歯科病名マスター
- ・ HS014 臨床検査マスター
- ・ HS016 JAHIS 放射線データ交換規約
- ・ HS017 HIS, RIS, PACS, モダリティ間予約, 会計, 照射録情報連携指針（JJ1017 指針）
- ・ HS022 JAHIS 処方データ交換規約
- ・ HS024 看護実践用語標準マスター
- ・ HS026 SS-MIX2 ストレージ仕様書および構築ガイドライン
- ・ HS027 処方・注射オーダー標準用法規格
- ・ HS028 ISO 22077-1:2015 保健医療情報－医用波形フォーマット－パート1：符号化規則
- ・ HS030 データ入力用書式取得・提出に関する仕様（RFD）
- ・ HS031 地域医療連携における情報連携基盤技術仕様
- ・ HS032 HL7 CDA に基づく退院時サマリー規約
- ・ HS033 標準歯式コード仕様

※ 二重下線部は、今回新たに厚生労働省標準規格として認定した規格

※ 破線部は、厚生労働省標準規格として認定した後に改定により変更のあった箇所

※ 規格の詳細については、医療情報標準化推進協議会のホームページを参照

<http://helics.umin.ac.jp/>

### 2 厚生労働省標準規格の実装について

医療機関等における医療情報システムの構築・更新に際して、厚生労働省標準規格の実装は、情報が必要時に利用可能であることを確保する観点から有用であり、地域医療連携や医療安全に資するものである。また、医療機関等において医療情報システムの標準化や相互運用性を確保していく上で必須である。

このため、今後厚生労働省において実施する医療情報システムに関する各種施策や補助事業等においては、厚生労働省標準規格の実装を踏まえたものとする。

厚生労働省標準規格については現在のところ、医療機関等に対し、その実装を強制するものではないが、標準化推進の意義を十分考慮することを求めるものである。

医療機関等に求められている標準化、相互運用性確保については「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」第5章を参照すること。

### 3 厚生労働省標準規格の更新について

厚生労働省標準規格については、今後「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ、適宜更新していくものである。